

## 米国のカナダからの軟材に対するダンピング最終決定

(パネル報告 WT/DS264/R、提出日：2004年4月13日)

(上級委員会報告 WT/DS264/AB/R、提出日：2004年8月11日、採択日：2004年8月31日)

梅島 修

### ．事実の概要

#### A．ダンピング調査

2002年4月23日 カナダ製軟材 AD 調査開始

2003年3月21日 米国商務省、ダンピング本決定(同年4月2日公告)

同年5月22日 米国商務省、本決定の修正及びAD税賦課命令を公告。

回答企業のダンピングマージンは次の通り。

輸出者 / 製造者	加重平均マージン率
Abitibi	12.44
Canfor	5.96
Slocan	7.71
Tembec	10.21
West Fraser	2.18
Weyerhaeuser	12.39
その他	8.43

#### B．WTO 紛争処理手続の時系列

2002年9月13日 協議要請

2002年12月6日 パネル設置要請

2003年1月8日 パネル設置

2004年4月13日 パネル報告

2004年5月13日 米国、ゼロイングについて上訴

2004年5月28日 カナダ、財務費用、副産物の評価について反訴

2004年8月11日 上級委員会報告

2004年8月31日 パネル・上級委員会報告採択

## ．論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

### A. 先決的抗弁

#### 論点 A. パネル付託事項とカナダ第 1 回意見書の相違点

##### 1 . 被申立国（米国）の主張

カナダは「同種の産品」クレームにつき、第 1 回意見書においてパネル付託事項に記載されていない条項についてまで不整合性を議論している。パネルは、かかる条項を審理してはならない。

##### 2 . 申立国（カナダ）の主張

かかる条項は、クレームをサポートする目的で論じたまでである。

##### 3 . パネルの判断

パネル付託事項には、最低限、申立国が不整合を主張する条項が記載されていなければならない。その欠缺は、その後の意見書では治癒できない。（パラ 7.29）よって、パネル付託事項に記載されていない条項については審理しない。（パラ 7.30）

#### 論点 B. 証拠 CDA-77 を審理することの可否

##### 1 . 被申立国（米国）の主張

CDA-77 は、行政手続きにおいて証拠として提出されておらず、第 17.5(ii) 条により、パネルは、本証拠を審理の対象とすることはできない。（パラ 7.33）

##### 2 . 申立国（カナダ）の主張

CDA-77 に示されている回帰分析は、全て行政手続きにおいて証拠として提出されたデータに基づいて作成されたものである。従って、パネルは、米国商務省の事実認定が適切であるか否か、また、提出された事実の評価が客観的であるか否かを判断する目的として、本証拠を審理することができる。（パラ 7.34）また、米国商務省が第 6.1 条に基づく証拠提出の適切な機会を提供することを怠ったため、本証拠を行政手続きにおいて提出することができなかった。（パラ 7.34）

##### 3 . パネルの判断

パネルの責務は調査当局の評価が正当であるか否かを判断することにあ

る。CDA-77 の示す回帰分析の内容を審理することは、パネルが新たな事実評価の審理をおこなうこととなり、当該審理は、既に提出されていたデータに基づく調査当局の評価の可否の審理とは別途の新規を行うこととなる。(パラ 7.40) また、カナダは、第 6.1 条に基づく本証拠提出の問題は、パネル付託事項にない。(パラ 7.42)従って、CDA-77 を審理することはできない。

## B. 本論

### 論点 C. 「申請者が合理的に入手できる」情報(第 5.2 条)

#### 1. 申立国(カナダ)の主張

提訴者は、カナダ国内の軟材価格、製造原価を入手できず、また輸出価格についても限定的情報しか入手できなかったとしているが、カナダ・Weldwood 社は提訴者の 1 社の 100%子会社であり、また提訴者のうち 4 社はカナダ軟材の輸入者でもある。よって、それら情報は「申請者が合理的に入手できる」情報である。従って、当該情報が当局に提出されないまま開始された本調査は第 5.2 条に不整合である。さらに、米国商務省はかかる状況を知りながら当該情報を求めることなく調査開始しており、その開始決定は第 5.2 条不整合である。(パラ 7.45)

#### 2. 被申立国(米国)の主張

調査当局は、調査開始決定において、調査開始を行うに十分な証拠が提出されているか否かを判断すれば足りる。(パラ 7.46)

#### 3. パネルの判断

カナダの主張は、申請者が合理的に入手できる「全ての」情報を提出する義務があるとするものであるが、第 5.2 条の“such information”は、同条(i)項乃至 (iv) 項に列挙されている情報を指すものであり、提訴者が保持する全ての情報の提出義務を課したのではない。(パラ 7.53) 第 5.2 条の「申請者が合理的に入手できる」情報とは、提訴者に過大な証拠提出義務を負わせないことを目的としたものである。(パラ 7.54) また、本件の提訴状は第 5.2 条第 (iii) 項の要件を満たしている。(パラ 7.59-7.61)

#### 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

#### 論点 D. 調査開始に不十分な証拠 (第 5.3 条)

##### 1. 申立国 (カナダ) の主張

米国が、構成価額と輸出価格との比較に基づきおこなった調査開始決定は第 5.3 条不整合である。第 2.2.1 条より、構成価額の使用はカナダ国内販売がない場合に限られるのであり、カナダ国内価格と輸出価格との比較ではダンピングが生じていないことを示してる。(パラ 7.65-7.77)

##### 2. 被申立国 (米国) の主張

第 5.3 条は、当局に、提訴状の証拠が正確且つ適切であり調査開始に十分な証拠があることを確認することを義務付けているのみであり、調査開始決定のためのデータの質について規定しているものではない。(パラ 7.68)

##### 3. パネルの判断

第 5.3 条は当局に対して提訴状の証拠は調査開始を決定するに十分なものであるかを検討する義務を課しているもので、第 5.2 条を満たした提訴状は必ずしも第 5.3 条の要件を満たすものではない。(パラ 7.74) 他方、提訴状は第 5.2 条を満たしているが第 5.3 条の十分な証拠要件を満たしていない場合、当局が更に情報を収集し、十分な証拠の要件を満たすことを排除するものではない。(パラ 7.75)

第 5.3 条は、第 5.2 条との文脈から、ダンピング、損害、因果関係について十分な証拠のあることを求めるものである。(パラ 7.77) よって、パネルにおけるカナダ主張の事実の審理は、提訴状の証拠が不正確、不適切なものであるため、公平且つ客観的な調査当局であれば提訴状の証拠は十分なものとすることができないものであったか否か、という点である。(パラ 7.78、7.88)

調査開始決定の目的上、すべてのコスト要素の変数、仮決定・本決定と同等な方法による正確なコスト計算が求められているものではない。(パラ 7.95、7.97) コストデータは 1 年間をカバーしており (パラ 7.99)、カナダ国内販売データも実際の取引について主要な市場をカバーしている。(パラ 7.101、7.105) また、AD 協定上、宣誓供述書など、証拠の性格、形式について何ら

制限するものでもない。(パラ 7.116)したがって、本件提訴状には、公平且つ客観的な当局が調査開始決定のために必要とされる十分な証拠がある。(パラ 7.127)

4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

論点 E. 調査開始後の「十分な証拠」要件 - 第 5.8 条

1. 申立国(カナダ)の主張

被提訴企業が提訴状に Weldwood 社の情報が欠けていることを商務省に通知した時点で、商務省は提訴状の証拠が十分であったか見直すべきであった。(パラ 7.129)

2. 被申立国(米国)の主張

Weldwood 社の情報の提供があったとしても、それ以前に行われた調査開始決定を不適切なものとするものではない。(パラ 7.130)

3. パネルの判断

第 5.8 条は、調査開始及び調査期間中の局面について規定するものであるが、調査開始決定についての本条に基づく義務は、Mexico – Corn Syrup パネルが述べたように、第 5.3 条の義務と変わるところはない。調査期間中については、第 5.8 条は「ダンピングについての証拠が十分ではないと当局が認めるとき」に調査を取りやめるべきことを定めており、提訴状の証拠が十分であったかを調査開始後に再検討することを求めるものではない。(パラ 7.134、7.137)

4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

論点 F. 「同種の産品」と「調査対象産品」 - 第 2.6 条

1. 申立国(カナダ)の主張

第 2.6 条は、当局に対し、第 1 に「調査対象産品」の特徴を特定し、第 2 に「同種の産品」の候補とされている各製品の特徴を特定し、最後にそれら特徴は同一であるか極めて類似したものであるかを判断することを義務付

けている。(パラ 7.141) 商務省は、調査対象産品の特徴を特定すること、また、調査対象産品全体と同種の産品の候補の特徴とを比較することを怠った。商務省は調査対象産品を幾つかのグループに分け、その各々に対する「同種の産品」を特定しているが、この方法は、第 2.6 条に不整合である。(パラ 7.142) 第 2.6 条違反は、さらに、第 5.2, 5.3, 5.4 条違反を構成する。

## 2. 被申立国(米国)の主張

AD 協定上、「調査対象産品」の決定方法について何らの規定もない。カナダは、「調査対象産品」の各製品が互いに極めて類似した性質のものであることを示すべきと主張するもので、AD 協定上の根拠はない。(パラ 7.144)

## 3. パネルの判断

ダンピング認定上、「同種の産品」は輸出国内に出荷された産品を指し、侵害認定上では輸入国の国内産業が生産する産品を指す。(7.152) 同種の産品は、「調査対象産品」が決定された後、特定されるものである。しかし、AD 協定上「調査対象産品」を定義する定めはない。(7.153) 本件においては、商務省は調査対象産品の範囲を定義し、その定義を同種の産品の定義としても使用しているのであるから、第 2.6 条に整合的な方法により同種の産品を定義したものと思われる。(パラ 7.156)

カナダの主張は、商務省が調査対象産品を広く定義したため、個々の「同種の産品」は調査対象産品の集合体の特性とは全ての特徴において極めて類似であるとはいえない、とするものである。(パラ 7.155) この議論は、調査対象産品の各製品、同種の産品の各製品それぞれについて、互いに極めて類似でなければならないとするものであるが、AD 協定にそのような規定はない。かかる議論は、AD 制度の政策問題として、協定改正交渉に委ねられるべき事項である。(パラ 7.157)

## 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

## 論点 G 製品の物理的特性の調整 - 第 2.4 条

### 1. 申立国(カナダ)の主張

第 2.4 条は公平な比較を行うために情報を収集すべき義務を当局に課して

いるものであり、情報が不足しているため調整を行わないとする商務省の決定は、同条違反である。よって、商務省は、幅、厚さ、長さの物理的特性の違いについて各社の各製品の販売価格差をもって調整を行うべきであった。  
(パラ 7.160)

## 2. 被申立国(米国)の主張

第 2.4 条の調整は、製品の相違点が価格の比較に影響が及ぶことが「それぞれの場合に、その特性に応じて」(in “each case, on its merits”) 「立証された」 (“demonstrated”) 場合になされる必要がある。カナダ側輸出者は、かかる立証をおこなわなかった。また、同条の調整は、製品に物理的特徴差がある場合に常になされなければならないとするものではない。(パラ 7.161)

## 3. パネルの判断

*EC - Tube or Pipe Fitting* パネルが述べた通り、第 2.4 条最終文は、被提訴者に一定の立証責任を負わせることまで否定していない。第 2.4 条は、回答企業がにできる限り前向きに調整が必要であることを証拠づける (“substantiate”) ことを要求し、調査当局に公平な比較調整を行うことを義務付けたものである。これは、回答企業が主張したすべての事項について調整をおこなうことを当局に義務付けるものではないが、回答企業が主張し必要な証拠が提出されている事項について、調整を否定することを当局に認めるものではない。但し、その調整の方法までは規定していない。(7.167)

被提訴者は製造原価の変動費差のデータを提出することができず、また、商務省は、幅、厚さ、長さの物理的特性について被提訴者の販売価格データを検討した上で、それらに実質的な差のないと判断している。よって、商務省の判断に問題はない。(7.176) しかし、被提訴者らは、全ての販売価格データを分析するよう要請しておれば、行政手続き上の証拠も異なったものとなり、パネルの判断も異なったものとなった可能性はある。(7.181-7.183)

## 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

## 論点 H. ゼロイング - 第 2.4.2 条

ゼロイングとは、「複数の平均」についてダンピング - マージンを計算する場合に適用される手法である。具体的には、調査対象産品を複数のサブ・グループに分け、それぞれについてダンピングマージンを計算し（第 1 段階）、それらダンピングマージンを合計する（第 2 段階）計算方式において、第 2 段階の計算時に、正のダンピングマージンのみを合計し、負のダンピングマージンはゼロとして（つまり、無視して）計算するものである。一方、分母は、すべての輸出価格の合計とする。本件では、米国商務省は、調査対象産品を 11 種類の製品特徴によりサブ・グループを特定して第 1 段階の計算を行い、第 2 段階においてゼロイングを適用していた。

### 1. 申立国（カナダ）の主張

米国のマージン計算方法は、「すべての比較可能な輸出取引」を考慮しておらず、第 2.4.2 条に不整合である。マージン計算の中間段階において加重平均 加重平均法を用いることはできるが、第 2.4.2 条は、マージン計算全体に適用され、「全ての輸出取引」についてマージン計算することを求めている。（パラ 7.187-7.188）また、第 2.1 条の関係からして、同条の“margins”とは、中間段階のマージンを指すものではなく、当局が計算する最終のマージンを指すものである。（パラ 7.191）

### 2. 被申立国（米国）の主張

第 2.4.2 条は、全ての「比較可能な」輸出取引についてマージン計算することを求めており、比較のできない正常価額取引との比較を求めるものではない。第 2.4 条に基づき比較可能な取引が特定された後は、それ以外の取引との比較をおこなうことは不適切である。（パラ 7.189）第 2.4.2 条はマージン計算の中間段階について定めた規定であり、全体のマージン計算について定めた規定ではない。（7.190）後者の方法について AD 協定上の定めはない。また、GATT・AD コード改正交渉においてゼロイングが議題とされたが、そのための変更はなされず、むしろ、第 2.4.2 条に「比較可能な」との文言を挿入して、1 カテゴリーの取引は他のカテゴリーの取引と比較されないことを明確にしている。（パラ 7.192）

### 3. パネルの判断

文言解釈上、第 2.4.2 条の「全ての」「比較可能な」(“all” “comparable”) という文言それぞれに、一定の意味を与えなければならない。特に、“comparable” という文言はウルグアイラウンドの交渉終結間際に挿入された文言であり、これを余分なむだな言葉として無視してはならない。(パラ 7.203) これら文言は、加盟国に対し、比較可能な輸出取引であれば、それら全てを比較の対象とすべきことを義務付けるものである。(パラ 7.204)

「同種の産品に属する全てのモデル、タイプは必然的に比較可能である」とした EC ベッドリネン上級委員会の意見には賛成できない。第 2.4 条は、価格の比較可能性 (“price comparability”) に影響する違いに妥当な配慮を払うことと規定している。これは、かかる配慮なければ、ある取引は他の取引と比較可能とならないことを明らかにしている。従って、“comparable” という文言について、全ての製品・取引が「必然的に」比較可能なものであるとして、その意味を無にしてはならない。(パラ 7.206)

本件では、マージン計算において「複数平均」法を用いているが、複数平均法については当事者間に争いはなく、また、過去のパネルも認めるところである。(パラ 7.202、7.205) 理論的には、全ての相違点を調整することにより、全販売の単一平均によるマージン計算を行うことは可能であろう。しかし、製品特徴差、販売段階差などについて数量化して調整することは極めて難しく、このため、多くの当局、輸出者が共通の特徴をもつ取引をサブ・グループとしてマージン計算することを望むことは驚くものではない。このように、「複数平均」法は、公正な比較を求める第 2.4 条全体の目的に整合するものである。(パラ 7.207)

また、第 2.4.2 条において、最小単位である個別取引 個別取引の比較を認めている点からも、同条は「複数平均」法を認識して、加重平均 加重平均法は、一定の状況で使用されることを意図しているものと思われる。

同条の “a” weighted average の “a” は、比較可能な輸出取引の各グループは、単一の加重平均正常価額と比較されるべきとしているものである。これは、“a” transaction-to-transaction としていながら、複数の当該計算を認めているところからも認められる。(パラ 7.209)

同条の“margins of dumping”という文言が複数であるのは、複数の輸出者・製造者のマージンを意味するとともに、第1段階の計算結果の複数のマージンを指すものともいえる。すなわち、同条は、単にマージンの有無を計算する方法についてのガイダンスを定めているものであると思われる。(パラ 7.210)

マージン計算は一連のプロセスであり、AD交渉者が、第2.4.2条の「すべての比較可能な輸出取引」の「すべての」との義務を第1段階のみに適用し第2段階の計算には適用しないと考えていたとは思われない。かかる意図があったのであれば、起草者はその旨を文言上明確にしていたと思われる。(パラ 7.216) 第2.4.2条は、すべての比較可能な輸出取引、即ち、調査対象産品のすべてのタイプ(サブグループ)を含むすべての取引について、加重平均加重平均法に基づきマージンを計算することを定めていると解釈される。よって、米国のゼロイング法は、これに不整合である。(パラ 7.217)

本件は、加重平均加重平均法について争われており、その他の2方法についてはこのパネルの対象外である。(パラ 7.219) しかし、個別取引個別取引法についても、ゼロイングは第2.4.2条に不整合であると考えられる。また、第三の加重平均個別取引法はその性格からして例外的であり、特定の定められた状況でのみに適用されるものである。加重平均加重平均法についてゼロイングが禁止される一方で、加重平均個別取引法は例外であるとしても、これが論理的に外れるものであるとは思われない。(脚注 361)

米国のゼロイングは第2.4.2条に不整合であることから、第2.4条についての分析は行わない。(パラ 7.226)

### 反対意見

複数平均法は第2.4.2条に整合的であるとのパネル判断には合意するが、それにより、*EC – Bed Linen* 上級委員会報告に依拠できないのであれば、同上級委員会報告の根拠とは別途の根拠に基づいてゼロイングが禁止されていることを論じなければならない。(パラ 9.5)

多数意見は、複数平均の最終結果は単一平均の結果と同一でなければならないと結論していると思われるが、第2.4.2条は複数平均を行うことを認め、

その規定する義務は加重平均 加重平均の比較方法に関するもののみである。同条は、それら第一段階の結果をどのように合計すべきかについては規定していない。(パラ 9.9)

AD 協定は第 2 段階の計算方法について何ら規定していない。これは、個別取引 個別取引法による結果の合計方法についても同様である。また、多数意見の「全ての比較可能な輸出取引」との文言から加重平均 - 加重平均法を合計する場合にゼロイングは禁止されている、という論は、個別取引 個別取引法の場合には適用されない。(パラ 9.10)

複数平均法は東京ラウンドの AD コードに基づく AD 調査における計算方法であったこと、その場合にゼロイングがおこなわれていることは広く認識されていたはずである。にも拘わらず、ゼロイングを禁止する明確な規定が AD 協定にないのは、第 2.4.2 条は、加重平均 - 個別取引法と他の方法とを区別することを趣旨としていたからであると考えられる。(パラ 9.11)

第 17.6(ii) 条は、条項の許容し得る解釈に基づく措置である場合には、パネルは当該措置を協定整合的と認めることとしている。米国の解釈はこの場合にあたり、よって、AD 協定整合的である。(パラ 9.12)

ダンピングマージン計算は非常に複雑な過程であり、AD 協定は、AD コードよりも詳しくなったとはいえ、マージン計算の多くの側面について未だ規定を置いていない。マージン計算の第二段階の方法について規定がないのであれば、それは、交渉により規定されるべきものであり、紛争解決機関に委ねるべきものではない。(パラ 9.13)

第 2.4 条第 1 文は、独立した法的義務を課しているものと考えられるが、これは、輕輕しく適用されるべきものでない。AD 協定の文脈に深く根ざした「公平」概念と第 17.6(ii)条の許容し得る解釈とを鑑みなければならない。(パラ 9.16)

「ダンピング」のコンセプトには 2 つの考え方がある。一つは、「ダンピング」とは 1 輸出者・製造者の平均価格設定の問題であるとするものである。この場合、1 取引は他の取引とあわせて「ダンピング」の有無を判断すべきとするものである。他方、特定の取引が正常価額未満であった場合、「ダンピング」が生じたとする考え方もある。この考え方では、1 取引における「ダ

ンピング」は他の取引により相殺されない、こととなる。(パラ 9.19) 双方の考え方に、一長一短がある。(パラ 9.21)

AD 協定は、その前文もなく、よって、「平均価格設定行為」基準を採用しているとは結論付けることはできない。AD 協定が取引ごとに異なった額の AD 関税を徴収することを認めている点は、さらに、「平均価格設定行為」基準のみを採用しているとは言えないことを示している。(パラ 9.22)

また、EC – Bed Linen 上級委員会はゼロイングは第 2.4 条の「公正な比較」要件に不整合であると述べていることを認識しているが、かかる案件において、第 2.4 条は付託事項の範囲外であったことを指摘しておく。(パラ 9.23)

#### 4. 上訴国（米国）の主張

第 2.4.2 条にいう “margins of dumping” とは、複数ある第 1 段階の計算結果を指しているものであり、調査対象製品全体のダンピングマージンを指しているものではない。また、第 1 段階の計算が終了した時点で、第 2.4.2 条の “all comparable transactions” にかかわる義務履行は完了する。第 2.4.2 条は、第 1 段階の結果を合計する際の事項についてなんら定めていない。また、ダンピングマージンとは正常価額が輸出価格を上回った場合のものをいい、輸出価格が正常価額を上回った場合の比較結果は “margins of dumping” ではない。(パラ 12) よって、パネルは第 17.6(ii) 条の解釈基準に反している。(パラ 13) ダンピングマージン (“margins of dumping”) が複数形であるのは、複数のサブグループのマージンを意味するとも解される。よって、第 17.6(ii) 条により、米国の第 2.4.2 条の解釈は許容される。(パラ 113)

“dumped transactions” は、“non-dumped transactions” とは「比較可能」 (“comparable”) ではない。GATT 第 VI:1 条は、明示的にダンピングを「非難」しており、負のダンピングマージンについては認識していない。“non-dumped” 取引とダンピング取引とを合計することは、ダンピングされた金額をダンピングしていない金額と相殺することであり、GATT 第 VI:1 条に反する。(パラ 88)

ある取引の比較結果と他の取引の結果を相殺することは、複数の比較が許容されるとする判断と矛盾するものであり、第 2.4.2 条の “comparable” との文言に意味を与えないものとなる。(パラ 14)

パネルの“all comparable transactions”の文言に依拠した解釈は、個別取引・個別取引法には適用されず、第 2.4.2 条が第 2 段階の合計まで定めているとする解釈は根拠がない。(パラ 15)

ウルグアイラウンドにおいては、「非対称」な比較及びゼロイングが問題となった。その結果、前者はそれについて第 2.4.2 条に規定がおかれたが、後者についてはなんらの規定もなされなかった。よって、ゼロイングは禁止されていない。(パラ 16)

EC ベッドリネンの上級委員会報告は、本紛争の当事国及び事実が異なるため、本紛争に適用されるべきではない。(パラ 17)

#### 5. 被上訴国(カナダ)の主張

AD 協定上のダンピング、ダンピングマージンの文言は、第 2.4.2 条の場合を含め、調査対象産品全体を指す。第 1 段階の計算結果によってダンピングの判断をすることは認められていない。EC ベッドリネンの事実、法律問題は本件と類似しており、上級委員会はその報告から外れるべき合理的理由はない。(パラ 20)

一部のダンピングでないモデルをマージン計算から排除することは、第 2.4 条の「公正な」比較とはいえない。

第 2.4.2 条の定めるところは明確であるから、上級委員会は AD 協定の交渉結果に依拠する必要はない。(パラ 22)

パネルは、第 2.4.2 条について正しく判断している。もし、個別取引—個別取引法において第 2 段階の計算をする必要がないのであれば、ゼロイングの抜け穴をつくることとなる。(パラ 23)

第 2.4.2 条の“all”という言葉により、すべての取引がマージン計算に含まれることを求めており、“comparable”とは、調査対象産品全体に関するものである。調査の他の局面では調査対象産品を全体として把えており、かかる実務と本件における米国の主張は、矛盾するものである。(パラ 83)

#### 6. 上級委員会の判断

カナダは、as applied として第 2.4.2 条の加重平均 - 加重平均法におけるゼロイングの是非のみを上訴しているため、この点のみ判断する。(パラ 63)

“all comparable transactions”のパネル解釈に同意する。同文言は、比較可能

な輸出取引であればそれら全てを比較対象とすることを求めているものである。(パラ 86)

しかし、当事者間の本質的な相違点は、AD 協定にいうダンピング及びダンピングマージンは調査対象製品のレベルを指すものであるのか、またはそのサブグループのレベルを指すものであるのか、という点にある。(パラ 90) GATT 第 VI:1 条のダンピングの定義は AD 協定第 2.1 条に再び述べられている。(パラ 92)この文言から、ダンピングとは調査対象製品全体に関するものであることが明らかである。したがって、ダンピングは調査対象製品全体について決定できるものであり、そのサブグループについてのものではない。(パラ 93) これは他の条項からも確認できる。例えば、第 9.2 条及び GATT 第 VI:2 条は、アンチダンピング税は調査対象製品に課される、とある。第 6.10 条も同様である。(パラ 94)

ダンピングマージンについて、GATT 第 VI:2 条は GATT 第 VI:1 条の規定に従って決定された価格差、と定義し、上級委員会も、EC ベッドリネンにおいて、ダンピングマージンは調査対象製品全体に関して決定されるとしている。即ち、ダンピングマージンも、ダンピングと同様に調査対象製品全体に関して決定できるものである。(パラ 96)

したがって、サブグループの計算結果は第 2.4.2 条のダンピングマージン (“margins of dumping”) ではなく、マージン計算の中間過程である。それらの合計値がダンピングマージンである。(パラ 97)

第 2.4.2 条に、第 1 段階の結果の一部のみを考慮し、他の結果を無視することを正当化する文言はない。(パラ 98) 一定の部分を無視することを認める場合、例えば第 2.2.1 条、第 9.4 条のように、AD 協定は、その旨の特段の規定を置いている。(パラ 100) 複数平均法を採用した場合、第 1 段階の結果すべてを合計して調査対象製品全体のダンピングマージンを計算しなければならない。(パラ 98)

この見方は、1 件のダンピング調査において調査対象製品を整合的に取り扱うことの要請に一致したものである。即ち、調査当局は、次の目的において、調査対象製品をその全体として取り扱わなければならない：ダンピングされた輸入の量、損害認定、因果関係、ダンピングマージンの計算、ダンピ

ング税の賦課。ある目的において1つのサブグループをダンピングなしとして扱い、他の目的においてダンピングありと扱うことは認められない。(パラ 99)

ゼロイングは、一部の輸出取引価格を、その実際の価格よりも低く評価するもので、当該取引の価格全体を考慮しないものである。これにより、ダンピングマージンは膨張される。(パラ 101) これまで述べたように、ダンピング、ダンピングマージンは調査対象全体について認定すべきものであり、サブグループレベルにおいてダンピングの有無を判断する米国の方法は、第 2.4.2 条に整合的ではない。(パラ 102)

ゼロイング禁止と加重平均 - 個別取引との整合性の問題は、本上訴の事項ではないので検討しない。(パラ 103)

米国の主張する歴史的経緯は、AD 協定の起草者がゼロイングを禁止する意図があったか否かという問題を解決するものではない。(パラ 107)

上級委員会は、日本 - 酒税 II に述べた通り、パネル報告は WTO 加盟国に合法的な期待を与えるものであるから、関連する点についてはそれらを考慮すべきである。(パラ 111) また、DSU 第 3.2 条は、紛争処理システムは WTO に「安定性及び予見可能性を与える中心的な要素」である、としている。これらを踏まえ、本件において、本件の事実関係及び議論と、EC ベッドリネンにおける理由及び判断を適切に考慮した。(パラ 112)

上述の通り、AD 協定は第 2.4.2 条のダンピングマージンの認定をサブグループ単位で行うことを認めておらず、よって、第 17.6(ii) 条の問題とはならない。ダンピングマージン (“margins of dumping”) が複数形であるのは、複数の輸出者・製造者または複数の国のダンピングマージンを認定することによるものである。(パラ 112)

#### 論点 I. 財務費用の配賦 - 第 2.2.1.1 条、第 2.2.2 条

Abitibi は、商務省質問状の要請に反して、その財務費用を、各部門の 2000 年資産残高比で配賦し、軟材部門の財務費用を計算した。商務省は、その通常のプラクティスを適用し、連結財務諸表上の財務費用を総売上原価で配賦した。

### 1. 申立国（カナダ）の主張

商務省は、本件の証拠について Abitibi 個別の事実関係、同社の示した配賦方法の得失について検討せずに同社の提出した配賦方法を却下し、自らの方法を適用した。これは、第 2.2.1.1 条の「適正配賦方法について入手することができるすべての証拠を考慮する」義務に反する。また、それにより、軟材部門に財務費用を多く配賦する結果となり、「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映すること」とする同条の規定に反した。さらに、商務省の計算方法は、「同種の製品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際のデータを基礎とする」第 2.2.2 条の規定に反して、軟材以外の製造・販売費用を軟材に配賦した。（パラ 7.230）

### 2. 被申立国（米国）の主張

財務費用は会社全体の運転資金需要に関するものであるから、全社ベースで配賦する方法が合理的である。資金を使用する場合、その資金の財源との関係は問題とならず、会社全体の借り入れ額との比率が問題となる。また、商務省は、販売原価を配賦の基準とすることにより部門ごとの償却費の違いを織り込んでおり、Abitibi 主張の点についても配慮したものとなっている。（パラ 7.231）

### 3. パネルの判断

第 2.2.1.1 条は、一定の条件が満たされた場合にのみ（“only if（‘provided’）”）、調査当局に積極的義務が課されることを規定している。まず、調査当局は、原価が GAAP に基づいており且つ調査対象製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映したものである限りにおいて、輸出者又は製造者の記録に基づき原価計算をする義務を負う。次に、調査当局は、原価の配賦方法はその輸出者又は製造者によって伝統的に行われてきたものである限りにおいて、適切な配賦計算方法について、すべての入手することができる証拠を検討する義務を負う。（パラ 7.237）

しかし、同条第 2 文は、調査当局に対して、種々の配賦方法について、その得失を評価することを求めておらず、すべての証拠を「考慮する」ことを求めているのみである。本件において、商務省は、Abitibi の提出証拠について個別に検討しており、カナダの の主張はあたらない。（パラ 7.238）

について、カナダは、商務省の製造原価比による配賦は調査対象製品の製造・販売コストを合理的に反映したものではない、と主張するが、第 2.2.1.1 条は、そのような義務を調査当局に課していない。また、カナダは、Abitibi の配賦方法が「伝統的に行われてきたものであること」を立証していない。したがって、カナダの主張は協定上の根拠がない。(パラ 7.241-242)

の点についても、商務省の配賦方法は、公平且つ客観的な当局であれば到達することのできない方法であるとは言えず、よって、商務省の方法が協定不整合なものとはいえない。

#### 4. 上訴国(カナダ)の主張

パネルは、第 2.2.1.1 条の「費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する」の文言の解釈を誤り、当局は複数の配賦方法の得失について検討する必要がないとしている。これでは、証拠を受領する、と解釈したことと同等であり、証拠の検討にならない。(パラ 25) 同条は「適正な」配分について、全ての証拠に基づき適切な方法を検討することを求めている。商務省は、かかる事実認定、検討をおこなっていない。(パラ 26)

第 2.2.1.1 条第 2 文の「輸出者又は生産者によって伝統的に行われてきた方法を『含む』適正な配賦方法」とは、当該方法に限定するものではなく、当該方法以外の方法も指すものであり、当該方法である場合には、それに支配的な重さを与えなければならない。さらに、伝統的に行われてきた方法に支配的な重さを置く必要がある場合とは、「特に...に関して」(“in particular in relation to”)の文言により、その文言に続いて規定されている固定資産・資本支出等に限定される。それ以外の項目については、伝統的に使用されている必要はない。この点についても、パネルの解釈は誤りである。本件は、いる固定資産・資本支出等にかかわる項目ではないから、伝統的に使用されている方法である必要はない。(パラ 27-28)

また、パネルの第 2.2.2 条について、公正、客観的な当局であれば商務省の方法により財務費用を配賦することができた、との判断を取り消すことを求める。

#### 5. 被上訴国(米国)の主張

パネルは、商務省の売上原価配賦方式を慎重に検討し、正当に評価したも

のである。(パラ 39) 第 2.2.1.1 条の「含む」は、それ以降に規定された事項に支配的重きを置くべき事項を限定するものである。しかし、この議論は、パネルにおいてカナダは主張しておらず、上級委員会は検討すべきではない。(パラ 40)

パネルの第 2.2.1.1 条の解釈に誤りはない。同条は、「含む」以下の特定の事項についてのみ特別の重きを置くことを求めるものであり、それ以外の証拠について重要性の序列を定めたものではない。カナダのその他の証拠の重要性の序列に関する議論に、協定上の根拠はない。(パラ 41) また、同条の「特に...に関して」の文言は、括弧書き的な表現で、「適正な配賦方法」に修飾するのであり、「伝統的に用いられた方法」を限定する文言ものではない。(パラ 42) 同条の「考慮する」(“consider”)の文言は明確に事実を評価して種々の配賦方法の得失の検討することを求めるものではない。(パラ 43) 商務省は、第 2.2.1.1 条にしたがって Abitibi 提出の配賦方法を「考慮」している。

#### 6. 上級委員会の判断

パネルは「すべての入手可能な証拠を考慮する」という文脈において「考慮する」の文言の意味を検討していない。(パラ 131) この文節が配賦方法を比較して、それらの得失を評価することを要求していない、とのパネル報告に理由が見いだせない。また、カナダは上訴していないが、かかる考慮をおこなうための条件についてのパネル判断の理由の正当性も推し量ることができない。(パラ 132)

第 2.2.1.1 条の文脈における「考慮する」とは、「適正なコスト配賦についてのすべての入手可能な証拠を」「反映させ」「利点を衡量する」という意味である。単に、証拠を受領する、ノートする、といった意味ではない。(パラ 133) また、「『適正な』コストの配賦方法」の「適正な」とは、調査当局による一定の審議を示している。(パラ 134) これらの文言から、一定の状況においては、当局は他の配賦方法を検討することが求められる。(パラ 137) ある場合によっては、別の配賦方法と比較せずして、「全ての入手可能な証拠を考慮する」ことができるであろうが、他の場合においては、「全ての入手可能な証拠を考慮する」ためには別の配賦方法に関する証拠を反映させ、

利点を衡量することが求められることとなろう。即ち、第 2.2.1.1 条は、複数の配賦方法を比較することを当局に義務づけるものではないが、場合によっては、その必要性が生ずることとなる。(パラ 138) よって、パネルのこの点に関する判断を取り消す。これにより、パネルの第 2.2 条、第 2.2.1 条、第 2.4 条の判断についても取り消す。(パラ 144)

しかし、この取消は第 2.2.1.1 条の法的解釈の問題についてであって(パラ 140) 商務省が本件において複数の配賦方式を比較すべきであったかについて、カナダは上訴していないため、判断しない。(パラ 141)

#### 論点 J. Tembec の一般管理費 (G&A)

Tembec は、その年次報告書には部門別 G&A を記載していなかったが、その内部部門別財務諸表には部門別 G&A が記録されていた。商務省は、その質問状で、Tembec に対し、全社の G&A を全社の製造原価により配賦するよう求めていた。Tembec は、内部部門別財務諸表の FPG 部門データに基づき G&A を提出したが、商務省は、これを却下した。

##### 1. 申立国 (カナダ) の主張

商務省の配賦方法は、第 2.2.1.1 条に反して、「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映」させていない。さらに、他部門の費用を軟材部門に配賦することにより、第 2.2.2 条の規定に反して、「同種の製品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際のデータを基礎とする」ことを怠った。Tembec の部門別データは、監査済みのものであり、GAAP に従ったものである。(パラ 7.247)

##### 2. 被申立国 (米国) の主張

部門別 G&A は会計監査されておらず、カナダ GAAP に従った会計帳簿よりも劣るものである。また、G&A は、その性質上、全社費用を基とすべきものである。カナダはその第 1 回意見書において「FPG 部門データ中の G&A には、適切に配賦された全社 G&A を含んでいる」と主張しているが、部門別費用それ自体は G&A の配賦額としては不正確なものであることを示唆している。(パラ 7.248)

### 3. パネルの判断

第 2.2.1.1 条は、輸出者 / 製造者の記録が輸出国の GAAP に従ったものである場合に、製造原価を当該輸出者 / 製造者の記録を元に計算することを義務づけたものであるが、G&A の計算について特定の方法を定めたものではない。(パラ 7.254-255)

本件で商務省は、軟材部門 G&A 合計額が軟材製造及び販売にかかわるすべての G&A を完全には反映していない点を懸念していたと思われる。かかる懸念は十分に理解できるものであり、一定の G&A を排除したであろう方式を却下したことは、第 2.2.1.1 条に整合的である。(パラ 7.258)

検証された証拠は、FPG 部門の G&A 額が全社 G&A 総額の一部であることを示しているが、他部門の G&A に FPG 部門の G&A が含まれていないことは示していない。カナダもこの点は主張していない。さらに、Tembec の年次報告を検討した結果、部門別財務諸表は会計監査を受けたものとは認定できない。よって、商務省は、FPG 部門の G&A を採用せずに全社 G&A を基にダンピング手続き上の G&A 額を計算することができる。(パラ 7.259 及び脚注 391)

第 2.2.2 条は、G&A の金額を決定するための特定の方法を定めていない。辞書の意味から、“General” コストとは、会社の製造するほとんどすべての製品に影響するコストであり、“Administrative” コストとは、会社業務の管理にかかわるコストを指すものといえる。したがって、かかるコストは、会社の生産するすべての製品に係わるものである。(パラ 7.263) また、“pertain to” とは「関係する」という意味であり、第 2.2.2 条の G&A コストの場合、特定の G&A コストが特定の製品に対するものでない限り、すべての製品に関係する G&A コストを指すものである。

よって、カナダの米国の配賦方法についての主張は根拠がない。すでに述べたとおり、米国は Tembec の全社の数値を用いることができるのである。カナダは特定の G&A 費用が軟材とは無関係であることを主張しておらず、輸出者 / 製造者が特定の G&A 項目について軟材はなんらの恩恵も受けていないことを立証しない限り、当該 G&A の一部を調査対象産品に配賦することができる。(パラ 7.266-267)

米国の方法は第 2.2.1.1 条及び第 2.2.2 条に整合的であるため、他の条項に関するカナダの主張については検討しない。(パラ 7.269)

#### 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

#### 論点 K. Weyerhaeuser 社の一般管理費 第 2.2.1.1 条、第 2.2.2 条

Weyerhaeuser 社は、硬質繊維板側板に関する法的紛争にかかわる和解費用を差し引いた一般管理費を報告したところ、商務省は、当該和解費用は調査対象産品に関する費用ではないが製造行為に関する費用でもなく、よって、会社全体の費用とみなすことが適切であるとして、これを一般管理費に含めて計算した。

##### 1. 申立国(カナダ)の主張

1.3 億ドルに上る、この和解費用は硬質繊維側板に係るものであり、軟材の「製造または販売に関する」費用ではない。したがって、これを軟材の一般管理費に含めたことは第 2.2.2 条に反する。また、Weyerhaeuser 社の会計記録では、当該和解費用を一般費に含めていない。したがって、これを軟材の一般費に含めたことは第 2.2.1.1 条違反である。

##### 2. 被申立国(米国)の主張

硬質繊維側板についての和解費用は、同製品の製造工程に関するものではない。この費用は、会社全体の営業行為の費用と考えるべきであり、従って、商務省の判断は正当である。また、Weyerhaeuser 社は、その連結財務諸表において当該和解費用を一般費に含めている。

##### 3. パネルの判断

第 2.2.2 条の一般費は、会社が製造したすべての製品に影響する費用であるが、同条は、その金額の決定について特段の方法を定めていない。(パラ 7.280) また、同条は、いずれの経費項目が一般費にあたるかについても定めていない。そのため、本件の費用が「一般」費にあたるかの判断は難しい。本件の費用は硬質繊維側板の販売から生じたものであるから Weyerhaeuser 社の製造するすべての製品にかかわる費用とはなり得ないとの主張もできる。他方、かかる費用は同社のブランドに影響するものであるから、軟材の営業もしく

は会社全体の営業にかかわる費用であるともいえる。(パラ 7.284)

カナダは、本件費用について硬質繊維側板の製造にかかわる費用であるとのみ主張している。(パラ 7.285) しかし Weyerhaeuser 社は、調査期間中の回答において、本件費用を軟材の製造販売にもかかわる一般管理費と回答している。また、カナダは、本パネルにおいてかかる回答において本件費用は、硬質繊維側板の製造にかかわる費用として分類すべきであったとは主張していない。(パラ 7.275、脚注 405) さらに、本件費用は、硬質繊維側板販売後 1 年から 18 年後の間に発生したものであり、硬質繊維側板の製造にかかわる費用とは言えない。(パラ 7.292) したがって、本件費用は一般管理費の一部である。(パラ 7.293)

よって、本件費用は、(第 17.6 条の観点から) 公正かつ客観的な調査当局が一般管理費の一部と判断することのできるものである。(パラ 7.287、7.293)

#### 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

#### 論点 L. 副産物(木のチップ)の合理的価額 - 第 2.2、2.2.1、2.2.1.1 条事実

木のチップは、軟材の製造の過程で生ずるもので、パルプ工場に販売される。商務省は、その販売収入を軟材の製造原価から差し引いていた。Tembec は、チップを社内のパルプ部門に販売していたが、商務省に対しては、その販売収入額として社内移転価格を報告していた。West Fraser は、チップの殆どを関係会社に販売していたが、商務省に対してはその実販売価格の合計を販売収入額と報告していた。

商務省は、Tembec について、社内移転価格は市場価格と比較して特段の優遇価格とはなっていない(即ち、市場価格よりも低い)として、社内移転価格をそのまま使用した。一方、West Fraser の関係会社販売価格は市場価格と比較して独立間事業者価格とはいえない(即ち、市場価格よりも高い)として、その販売収入額を市場価格から計算した金額に変更した。

#### 1. 申立国(カナダ)の主張

第 2.2.1.1 条は、輸出者の記録が調査対象製品の製造・販売に関するコストを合理的に反映していない場合、調査当局に当該記録を無視することを義務

づけている。これは、副産物収入の評価は市場価格を基準とすることが適切であることを反映している。商務省が、Tembec について、市場価格よりも低い社内移転価格を使用したことは、同条に整合していない。(パラ 7.301)

また、商務省が Tembec について、その社内移転価格を使用する一方、West Fraser については関係会社取引価格を却下して市場価格を使用したことは、公平にその裁量を行行使すべき当局の義務に反し、社内で副産物を消費する回答企業を罰することに等しい。(パラ 7.301)

West Fraser について、商務省はその非関連会社への販売価格を基礎としたが、これは、当該価格はごく少量の販売であること、当該販売は調査期間初期の市場価格が最低レベルにあった時期のもので調査期間全体の市場価格を反映していないこと、本ダンピング調査の他の回答企業が提出した市場価格を無視していること、他の回答企業 (Canfor) と同社とで異なった取り扱いをしていること、West Fraser の関連会社販売のうち最も高い販売価格ですら市場価格と同等であった、という点で、商務省の判断は証拠に基づいていない。また、回答企業ごとに異なった市場価格を使用することは、当局の裁量を公平に行行使しているとはいえない。(パラ 7.302)

## 2. 被申立国 (米国) の主張

Tembec の社内取引価格は、一方的に社内を優遇するものではなく、同社のチップ生産コストを合理的に反映したものである。また、第 2.2.1.1 条は調査対象製品の製造に関するコストについて規定しているものであり、当該コストを相殺する副産物の価値の評価として販売費用、利益までを含む「市場価値」を考慮すべきこととはしていない。

West Fraser について、商務省は、関連会社取引が独立事業者間取引価格でなされたか否かを判断したものであるが、第 2.2.1.1 条は、コストについて、関連会社間取引の評価について何ら規定しておらず、したがって、商務省の判断は同条に不整合ではない。また、商務省の判断は証拠に基づいたものであり、証拠は、West Fraser の非関連会社販売の数量が非常に少ないことは示していない。他回答企業 (Canfor) と West Fraser の取引環境は異なるものであり、したがって、異なる取り扱いは是認される。また、West Fraser は、その関係会社の非関連会社からの購入価格のデータを提出しておらず、商務省

として依拠できる他の証拠はない。(パラ 7.304)

### 3. パネルの判断

カナダは、Tembec については市場価格を、West Fraser については関連会社間取引価格を使用すべきであったと主張する。(パラ 7.307)

第 2.2.1.1 条は、調査目的におけるコスト計算は輸出国の GAAP に基づくことを求めているものではない。(パラ 7.310) また、同条は、コスト計算について、特定の方法を定めたものでもない。同条は、回答企業の記録が調査対象製品の製造コストを合理的に反映したものである場合、回答企業の記録を使用すべきことを規定しているが(パラ 7.311)、かかる合理的な反映がなかった場合であっても、回答企業の記録を却下することを当局に義務づけるものではない。(パラ 7.316) よって、Tembec について、市場価格で評価しなければならないとするカナダの主張には、協定上の根拠はない。(パラ 7.321)

Tembec の場合は社内の他部門に対する移転であるのに対し、West Fraser は別会社に対する販売であり、状況は異なる。したがって、商務省がこれらを異なった取り扱いとしたことは、差別にあたらない。また、商務省は社内移転価格を評価する場合に一貫して用いている方法を Tembec に適用している。よって、商務省は、偏向した、非客観的、不公平な方法により Tembec と West Fraser とに対して異なった取り扱いをしたとはいえない。(パラ 7.320) よって、公平かつ客観的な当局として Tembec の会計記録上の実コストを社内移転価格の指標として使用すると合理的に判断することができるものである。(パラ 7.324)

AD 協定は、独立事業者間価格テストを適用することを排除していない。(パラ 7.329) West Fraser は商務省が検証で要求した非関連販売データの一部しか提出しておらず、商務省がこのような選択的データは信用するに足らないとした判断は、偏向的であったとはいえない。また、商務省が独立事業者間価格の標準とした取引が少量(販売総量の 0.28%)であっても、それ自体をもって不適切な標準であるとはいえない。(パラ 7.340) 当該取引は長期契約に基づくものであるため不適切であるとの主張は、その長期契約において四半期毎に価格調整が行われていたという事実から、かかる価格は市場価格を反映していないものであるとはいえない。(パラ 7.344) さらに、一部取引

は調査期間の最初2ヶ月のものであったとしても、他の取引の時期についてなんらの証拠もなく、従って、商務省の使用した平均値は、公平且つ客観的な調査当局であれば採用しなかったであろうものであるか否かの判断はできない。カナダは、さらに、Canfor と West Fraser とで異なった価格を指標とした点を問題としているが、Canfor はブリティッシュ・コロンビアでの販売がないため、販売の状況が異なり、よって、これら2社に適用した標準が異なることに、なんら問題はない。

#### 4. 上訴国（カナダ）の主張

商務省が Tembec に適用した方法は、ダンピングマージンを膨張させるシステムであり、これは、当局の裁量の行使の方法として、客観的で公平なものではない。（パラ 32）また、Tembec と West Fraser の状況は類似している。これにも拘わらず、商務省は Tembec に独立事業者間テストを適用しておらず、同社を不公平に扱っている。会社組織の相違は、異なった取り扱いをおこなうことを正当化するものではない。（パラ 33）パネルは会社組織の相違が異なる取り扱いを正当化するものであるか検討を怠っている。（パラ 157）商務省の方法は、同一会社内の取引の場合には低い帳簿価格を受け入れるとしいており、事業を部門組織で運営している企業を罰するものであり、また、通常のプラクティスから逸脱したものである。（パラ 35、157）

#### 5. 被上訴国（米国）の主張

当局は客観的で公平に裁量を行行使する義務があるという点については争わないが、カナダがこの点を第2.2.1.1条の問題としていることは誤りである。当局が客観的、公平にその裁量を行行使したか否かは、第2.2.1.1条の解釈の問題ではなく事実認定の問題であり、上級委員会が検討できる範疇にない。（パラ 46）

Tembec と West Fraser は異なる会社組織形態にあり、当局がその取り扱いを異ならせることは正当である。（パラ 48）

米国—熱延鋼板の上級委員会判断と本件とは区別される。同案件では関係会社取引の2つのケースについて異なる取り扱いをしたことが問題とされた。カナダの主張は社内移転価格を関係会社取引価格との比較において問題としているものであり、性質の異なるこれらの比較は米国—熱延鋼板で問題

とされた点と異なる。

## 6. 上級委員会の判断

カナダは Tembec についてのみ上訴し、West Fraser については上訴していないが、West Fraser をその議論のサポートとして用いている。(パラ 155)

当局の特定の行為がその客観的、公平にその裁量を行使する義務に合致したものであるか否かは、事実の法的性質の問題であり、法的問題である。(パラ 163)

米国-熱延鋼板の場合はすべて関係会社販売であり、Tembec と West Fraser のような相違点はなかった。(パラ 170) また、カナダは、上級委員会会合において、商務省が適用した Tembec に対する方法と West Fraser に対する方法それぞれ単独では問題がないが、商務省が同様の状況にある 2 社を異なる取り扱いとしていることに問題があるとした。(パラ 171)

Tembec と West Fraser の状況が異なるものであるのか、類似であるかは、事実認定の問題である。(パラ 171) 上級委員会はパネルの事実判断に軽々しく踏み込むことはしない。本件のパネルの事実認定に、上級委員会が介入すべき程の誤りはない。(パラ 174) また、カナダは、Tembec と West Fraser との状況が異なる状況にあるのであれば、同一の方法が適用される必要はないとしている。したがって、この点についてカナダの主張には根拠がない。(パラ 175)

また商務省の通常のプラクティスと不整合であるかにつき、パネルは、商務省は社内移転価格の場合に通常適用する方法を Tembec について適用していた、と事実認定している。したがって、この点についても、カナダの主張に根拠はない。(パラ 179)

### 論点 M. 先物契約の利益の取り扱い

AD 調査手続きにおいて、Slocan は、軟材販売の損益をヘッジするためシカゴ商品取引所 (CME) において軟材の先物取引をおこなっていたが、このうち、実際の販売出荷の伴わない先物取引より得た利益について、これを直接販売経費又は財務費用から差し引くことを主張していた。商務省は、当該先物取引は CME での取引であり軟材の個別の販売に関するもの

ではないとして、直接販売費用とは認めなかった。また、当該取引は軟材  
に關係する取引であり、財務取引とは異なるとして、財務費用から差し引  
くことも認めなかった。(パラ 7.349)

#### 1. 申立国(カナダ)の主張

商務省は、当該取引の利益を投資収入と認定しており、直接販売経費又は  
財務費用のいずれかから差し引くべきである。(パラ 7.350)

第 2.4 条は、妥当な配慮をおこなうべき経費は特定の販売に結びついたも  
のであることを要求していない。また、当局は、当該費用(収入)について、  
妥当な配慮を払う義務がある。(パラ 7.350) 本ヘッジ取引は米国市場のみで  
おこなわれ、米国への販売価格のみに影響している。(パラ 7.362)

もし、本収入は販売経費ではないとするならば、販売一般管理費から控除  
すべきであるが、これをなさなかったことは合理的な SG&A を計算したとは  
いえず、第 2.2.1.1 条、第 2.2 条に不整合である。(パラ 7.350)

#### 2. 被申立国(米国)の主張

本先物取引は実際の軟材販売を伴っていない。よって、直接販売経費では  
ない。一方、回答企業は本先物取引収入を販売収入の会計費目に記録してお  
り、軟材の製造経費とはしていないため、財務費用と認定しなかったことは  
正当である。

#### 3. パネルの判断

当局は、案件ごとに、ある要素は価格比較可能性に影響していることが示  
されたものであるか判断しなければならない。(パラ 7.357) これは、購入者  
の観点から検討されるべきものである。(脚注 486)

本ヘッジ取引が最終的に実取引された場合、最終的な出荷先がカナダ国内  
であることも本件の事実は示している。また、カナダも本ヘッジ取引により  
回答企業は価格変動に非常に柔軟に対応できるものであると述べている。こ  
れらの点から、本ヘッジ行為の影響は米国市場のみに限定されるものである  
とはいえない。さらに、カナダは、同取引の影響は米国で販売された軟材の  
価格のみに限定されることを示す証拠を提出していない。よって、カナダは、  
輸出価格と正常価額との比較可能性に影響するものであることを立証して  
いない。(パラ 7.364)

一方、第 2.2.1.1 条は、回答企業の記録に基づき製造コストを計算すべきことを定めているが、カナダの主張は、この条項の義務との関係について何ら述べていない。(パラ 7.368) よって、第 2.2.1.1 条にかかわる主張には根拠がない。

カナダは、また、商務省の SG&A は合理的ではないとの主張をしておらず、第 2.2 条不整合とする主張について具体的な根拠を示していない。よって、カナダは商務省の判断が第 2.2 条に不整合であることを立証していない。

#### 4. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

### 論点 N. GATT 第 VI 条、AD 協定第 1 条、第 18.1 条の不整合

#### 1. 申立国(カナダ)の主張

これまで掲げた米国の行為は、GATT 第 VI 条、AD 協定第 1 条、第 18.1 条に不整合である。

#### 2. パネルの判断

既に、各論点について AD 協定の具体的条項との整合性を判断したため、本論点について判断する利点はない。

#### 3. 上級委員会

本論点は上訴されなかった。

### . 解説

本紛争は、米国の初回 AD 調査におけるゼロイングの適用の可否について初めて判断を下す事件として注目された。しかし、本件は、ほかにも今後の議論として注目すべき論点がある。以下に、ゼロイングの議論に加え、それらについて解説する。

### 論点 F. 同種の産品

同種の産品について、パネルは、調査対象産品の定義は調査当局の裁量に任されているとして、特段その点については検討を加えず、カナダの主張を排除し、調査当局が、その定義に合致する製品を同種の産品と認定してきたことは第 2.6 条に整合的であると判断している。

パネル判断は、調査対象製品の定義について「明確なガイダンスはない」として、米国の調査対象製品の定義をそのまま受け入れているが、この点には疑問がある。ゼロイングの議論でも明らかにされているように、アンチダンピング調査は“a product under consideration”について行うものである。その範囲は当局の裁量により無制限に広げられてよいものとは思われない。調査対象製品の範囲は、少なくとも、この“a product”という文言の意味する範囲に限定されるのではないか。また、当局はその範囲において公平且つ客観的に調査対象製品を定義することが求められるものとする。

この点について本件では突っ込んだ議論がなされていない。その原因は、カナダのクレームにあると思われる。カナダは、本件を調査対象製品の定義を主論として提起せず、第 2.6 条の同種の製品の問題として提起したため、残念ながら焦点がぼけてしまっているのである。特に、第 2.6 条を除く第 2 条はパネル付託事項に記載されていなかったため、パネル審理の範囲外であるとされた。このため、それら条項に基づく議論が封印されてしまい、本件での議論の範囲が限られたものとなってしまった。

一方、第 2.6 条に基づく同種の製品の特定方法として調査対象製品の定義に依拠することを認めた点は妥当な判断であると思われる。調査対象製品には、特徴が完全に一致する製品のみならず、一部異なるところのある製品も含まれることは、ゼロイングの各国の議論が示すように、各国の共通した認識であると思われる。さらに、第 2.4 条、第 2.4.2 条の comparable という文言により、あるモデルは別のモデルとは comparable ではない、ということが明らかにされている。これらの点から、パネルが調査対象製品の範囲から、その同一または類似の輸出国販売製品・国内産業生産品を同種の製品とすることを認めたことは妥当であると思われる。

#### 論点 F. ゼロイング

上級委員会の論理に賛成する。上級委員会は、パネルとは全く異なるアプローチを採用した。即ち、GATT 第 VI:1 条、AD 協定第 2.1 条から、a product とは調査対象製品全体を指し、GATT 第 VI:2 条がダンピングマージンは GATT 第 VI:1 条に定めるところによるとしているところから、ダンピングマージンも調査対象製品全体についてのものである、と判断した。この点から、第 2.4.2 条のダンピングマージン

も調査対象産品全体のものを指す、と結論している。これは、AD 協定の解釈として妥当なものであると思われる。

また、上級委員会報告では、第 2.4.2 条におけるゼロイング禁止に止まらず、第 3.1 条及びそれ以下の“dumped imports”の決定方法、第 9.2 条の AD 税賦課についてまで調査対象産品全体をもって判断しなければならない点を明確にしたことは、特記に値する。

AD 協定第 2 条は、ダンピングの有無の判断の方法について規定した条項である。その判断の基本単位は「製品全体」と第 2.1 条に定められているのであるから、その判断の基礎となるダンピングマージンも「製品全体」について計算されたものでなければならない。さらに、かかる計算は公平、公正になさなければならない。この原則が、第 2.4 条、第 2.4.2 条に反映されているのである。上級委員会の議論は、この考え方に沿ったものである。また、本紛争においても日本がパネル段階から一貫して主張していた論理でもある。

パネルは、ゼロイング禁止の論理を、第 2.4.2 条の文言、特に加重平均 - 加重平均法に関する「すべての」取引という文言に依拠して解釈している。しかし、この解釈には、ゼロイングは、パネル反対意見の述べるように全体として無理があると思われる。“Comparable”の文言に意味をもたせるよう解釈した点は評価できるが、それにより、反対意見の言うように、第 2.4.2 条の加重平均 - 加重平均法についての規定は、複数計算法の第 1 段階に関するものとの解釈が十分成り立つこととなる。パネルは、この問題点を、複数平均法の存在と加重平均 - 加重平均法における単一平均法の可能性とを考慮することにより乗り越えようとした努力は認められる。しかし、この議論も比較可能ではないと判断された販売同士を加重平均すべきであるとの議論となってしまう、全ての「比較可能な」販売の比較を要請している第 2.4.2 条の条文に整合するものとはならないのではないと思われる。

さらに、パネルの論理では、AD 協定の条文上、個別取引 - 個別取引法については「すべての」取引という文言がない以上、加重平均 - 加重平均法の文言から導きだされたゼロイング禁止の論理を個別取引 - 個別取引法に適用することには無理があると思われる。パネルは個別取引 - 個別取引法と単一平均法との相違点について考察しているが、単一平均法が可能となる場合としては加重平均 - 加重平均法に限定される点から、かかる考察も加重平均 - 加重平均法に限定された議論であると

思われる。個別取引 - 個別取引法は、比較の最小単位に基づくマージン計算である以上、単一平均法は想定できない。従って、かかるパネルのゼロイング禁止論理を個別取引 - 個別取引法にまで援用できるとは思われない。

パネル反対意見は、パネル報告の論理に疑問を提起したという点では評価できる。しかし、ダンピングには2つの考え方があるという点を根拠としたことは、交渉の経緯、現状などを踏まえたものであろうとはいえ、ダンピングの基本理念についての持論に傾倒しすぎ、パネリストとしての協定文言解釈の責務から逸脱したものとなってしまったのではないかと思われる。

第 2.4.2 条は加重平均 個別取引による比較の要件と他の2つの比較方法とを峻別しようとしたものである、というパネル反対意見は傾聴に値する。同意見はこれにより同条第2文へのゼロイング禁止議論の適用を排除することを意図したものとも思えるが、他方、加重平均 個別取引法の場合にまでゼロイングを禁止すると、その計算結果は加重平均 - 加重平均法の場合と何ら変わりのないものになってしまう点からすると、このパネル反対意見は、第2文として第1文に対する特例規定を置いた意味を考えるとという点では、AD 協定の論理的整合性をはかるものとして評価できるのではないか。

なお、本パネルは、EC ベッドリネン上級委員会が「全ての取引は『比較可能』である」とした点に反対しているが、これについて上級委員会は何ら言及していない点は注目される。

最後に、本ゼロイング論争における、カナダの戦略上の問題を2点指摘しておきたい。まず、本論点におけるカナダのクレームは加重平均 - 加重平均法の軟材調査に対する適用のみに限定されている点である。このため、米国としては、パネル・上級委員会でいかなる議論がなされたとしても、個別取引 - 個別取引法を用いることにより、ゼロイングを当面は継続することが可能である。このため、本件が全てのゼロイング問題を解決するものとはなり得ない。

さらに、カナダは、本紛争において、そのパネル付託事項に第2.1条を加えておらず、第2.4条、第2.4.2条のみをクレームの根拠とした。特に、第1回意見書まではEC ベッドリネン上級委員会の第2.4.2条に関する判断に依拠した議論に終始していたため、第2.1条により、ダンピングの有無、即ちダンピングマージンの有無は調査対象製品全体について検討することが要請されている、という議論が抜け落ち

てしまっしまい、その後の米国の反論に対して、苦しい議論展開を強いられることとなってしまっている。例えば、カナダとして、調査対象産品全体が1つの大きな製品群であると米国商務省が述べている点をゼロイング禁止の論理に利用することができなくなっているのである。

#### 論点I. 財務費用の配賦 - 第 2.2.1.1 条

パネルは、第 2.2.1.1 条第 2 文に基づき調査当局が提出された証拠を考慮する必要がある場合とは、非提訴企業が同条第 1 文の但書の条件を満たしている証拠を示した場合に限る、としている。このパネルの解釈は、同条の“provided that”という表現を“only if”と同義であると解釈したところ根源となっていると思われる。さらに、パネルは、“consider”の意味を「一考する」といった程度に捉えた解釈を展開した。

これに対し、上級委員会は、かかるパネル判断を覆し、“consider”の文言は同条の文脈において解釈される必要があることを示し、さらに“proper”の文言により当局に一定の審理義務があるとして、状況によっては、他の配賦方法を検討する必要があるとした。

この上級委員会の判断は、本条の趣旨に沿った、妥当なものであろうと思われる。但し、上級委員会は、provided that 以下の条件についての立証責任問題についてパネル判断を否定したのみで、配賦方法を検討すべき状況については、一般論を述べるに止まっている。この点は、今後のケースにおける判断が待たれるところであるが、個人的には、第 2.2.1.1 条第 1 文に、調査当局が回答企業の会計帳簿を否定するための条件が provided that 以下に掲げられていると解釈すべきではないかと考える。この点については次の論点J.で更に述べる。

#### 論点J. Tembec の一般管理費

パネルは、検証された証拠について商務省の判断をそのまま受け入れ、「社内会計方式」のデータは監査されたものでありカナダ GAAP に従ったものであるとのカナダの主張について何ら事実審理をしなかった点は問題ではないかと思われる。部門別 G&A あら、カナダ主張の通り、Tembec 社が通常の会計過程において部門実態を把握するために作成し、且つかかる作成方法がカナダ GAAP に沿ったものである

とすれば、第 2.2.1.1 条の provided that 以下の 2 要件により否定されるべきものではないと思われる。特に、本件でのパネルの根拠は薄弱である。パネルは、会計監査を受けた書類でないことをもって当該書類の使用を却下する根拠としているが、これでは、AD 調査期間の関係から使用せざるを得ない会計年度途中の記録、また、会計監査を受ける必要のない規模の会社については、すべて、何らの規律なく当局の自由裁量を認めることとなってしまう、第 2.2.1.1 条の解釈として適切な判断であったとは思われない。

さらに、上級委員会によって取り消されたパネルの第 2.2.1.1 条の consider 及び proper の文言解釈からも、Tembec の G&A データについてのパネル判断に誤りがあるといえるのではないであろうか。同データは検証において特段の問題が発見されなかったにも拘らず、パネルは、全社 G&A の配賦に誤りのあるおそれ（懸念）があるという商務省の判断を認め、当該部門別データを否定することを認めている。しかし、これは商務省に何らかの理由があれば他の配賦方法を検討せずに自らの定めた計算方法を適用することを認めることとなる。これは、状況によって他の配賦方法を検討すべきであるとする上級委員会の判断からすると、認められないものではないであろうか。

#### 論点 K. 副産物の評価額

本件は、商務省のコスト計算における関係会社取引の評価方法を初めて議論するケースであったが、事実認定の問題として片付けられてしまい、その本質的な部分については議論されなかったことは残念な結果となった。

本件の問題は、商務省の方式が回答企業の軟材製造原価を引き上げる方向のみに設計されていることであろうかと思う。米国 熱延鋼板事件において、上級委員会は、取引価格を評価する基準としてその上限のみを設けることは even-handed とは言えない、と判断した。本件においても、これを直接的に適用する方向で議論すべきではなかったであろうかと思われる。まず、関係会社取引である Canfor と West Fraser との取り扱いについて、いずれも関係会社取引価格は市場価格と相違するものであるにもかかわらず、Canfor（市場価格の方が高かった）については関係会社取引価格を使用し、West Fraser（取引価格の方が高かった）については市場価格を使用する方法は、軟材の製造コストが上昇する方向においてのみ、評価替えが行わ

れるよう設計されているとの議論を展開すべきであったと思われる。この方向であれば、米国 - 熱延鋼板事件の場合と同様に、商務省は客観的且つ公平な方法を適用しているとはいえない、という議論をおこなうことが可能であった。さらに、この議論を踏まえて、Tembec に対して適用した方法も同様の原則を採用していることから、客観的且つ公平な方法ではない、と主張すべきではなかったであろうか。

この点から、カナダは、最初に議論の方向を誤ったと思われる。カナダは、パネル第 1 回意見書において Tembec の問題（商務省は、社内取引価格が市場価格以下であったため、社内取引価格をそのまま使用）と、West Fraser の問題（商務省は、関係会社販売価格が市場価格を上回ったものであったため、取引価格を市場価格に置き換え）を別々に議論し、Tembec と West Fraser の副産物販売価格について、双方とも誤りであることを主張していた。これでは、論理的な一貫性が出てこないのである。また、West Fraser を Canfor と比較しての相違点についても、評価方法の問題ではなく、標準とした絶対価格が異なる点を問題としてしまい、議論の方向性を誤っている。その後、客観的且つ公平な判断の議論を持ち出したため、その議論を Tembec と West Fraser との比較の問題とせざるを得なくなり、結果として、米国に双方の販売の性格の違いから事実認定の問題とすり替えられてしまったと思われる。

おそらく、カナダとしては、実務的な問題を考慮して議論を組み立てたものと思う。もし、客観的且つ公平な判断の議論を正面から進めると、全ての場合に市場価格を基準とすることを求めることとため、結果として West Fraser を救済することとならず、また、Canfor については、そもそも請求の対象としていないため、この議論に勝訴しても実施の対象とならないのである。おそらく、このため、特に上級委員会において、Tembec のみ上訴することとしたのであろう。このため、商務省の方式が公平性に欠けるという主張が二次的になってしまったと推測する。

なお、Tembec と West Fraser との評価方法について、一方は社内の移転であり、他方は関係会社販売であるという点で、条件を異ならせることを認めたことは妥当であったと思われる。ライン間移転、工場間移転などの社内移転は、その製造原価で行うことは通常である。チップ等の副産物の場合、製造原価はないことから、代替として市場価格をベースとして適切な製製造原価を推定することは、かかる原則上にあり、適切である。